

消防設備・機器の技術基準等の国際化

自治省消防庁

予防課長 次郎丸 誠 男

1 はじめに

近年、わが国の貿易収支の黒字の拡大等を背景に、市場アクセス改善のためのアクション・プログラム策定など、各種規格等の国際化が強く促されている。

このような中で、消防庁及び消防関係者の国際規格等への対応の動きは比較的早く、ISO(国際標準化機構)の作業に対応するため1979年にISO/TC21国内対策委員会を組織(1987年にISO/TC21協議会と改組)し、同年11月に開催されたISO/TC21フェニックス会議以降Pメンバー(後述)として国際規格の策定作業に積極的に参加している。

現在、ISO/TC21の主要な作業項目についてDIS(後述)が作成される段階に入っており、ここ数年で多くの消防機器に係る国際規格が制定される状況にある。

本稿においては、わが国において消防庁及び消防関係者は、何故ISOの作業に取り組むこととなったのか、ISOとはどのような組織か、また、ISOにおける作業はどのように行われるか、策定状況はどのようになっているか等について述べることとする。

2. ISO作業の意義(ガットの規定について)

ISOにおける作業の意義を理解するためには、ガットについて知っていただく必要

がある。

ガットは正式には「関税及び貿易に関する一般協定(TheGeneralAgreementonTariffsandTrade)」と呼ばれ、1948年1月1日より実施されているものであり、最恵国待遇及び内国民待遇の原則にのっとり、関税、その他の貿易障害を軽減し通商の差別待遇を廃止することによって、各国の経済の発展を期することを目的とした活動を続けている。特に、昭和48年～54年にかけて行われたガット東京ラウンドにおいては、関税が大幅に引下げられたほか、貿易の一層の自由化及び拡大のためスタンダード協定が成立することとなった。これは、工業製品等の規格及び規格に適合していることを証明する認証制度について、人の健康又は安全の保護のためにも重要なものであるが、各国の規格及び認証制度が9国内産業の保護を意図した措置であったり、認証制度が輸入品に対して閉ざされていたり、又は開放されている場合でも輸出品について必要以上に厳格であったりすることによって、国際貿易が阻害されるべきではないとの認識に基づいたものである。

このためスタンダード協定においては、以下のとおり国際規格への準拠が明確に規定されている。

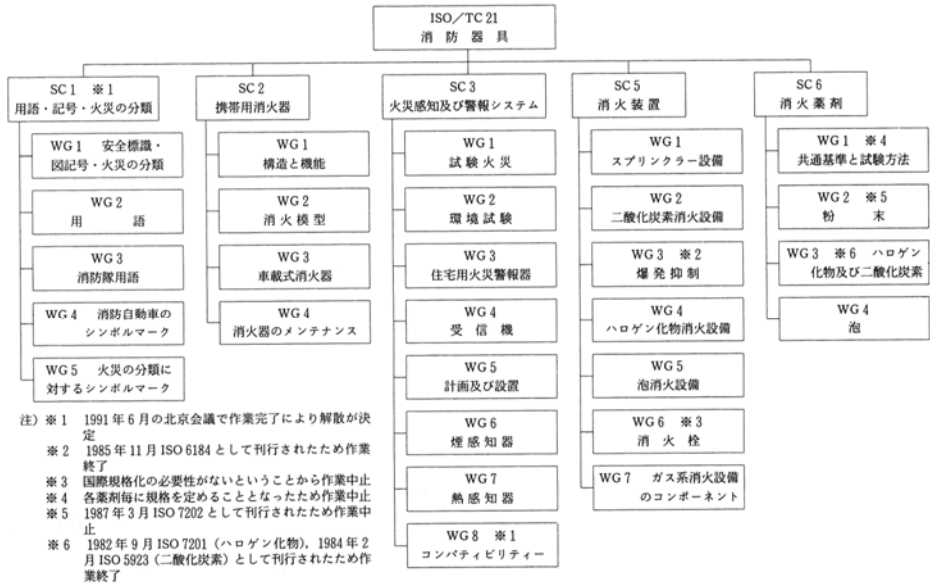


図1 ISO/TC 21 構成図

スタンダード協定 (抄)

2.2 締約国は、強制規格又は任意規格を必要とする場合において、関連する国際規格が存在するとき又はその仕上がりが目前であるときは、当該国際規格又はその関連部分を強制規格又は任意規格の基礎として用いるものとする。ただし、特に、国家の安全保障上の必要、詐欺的な行為の防止、人の健康又は安全の保護、動物又は植物の生命、健康又は生育の保護、環境の保全、気候その他の地理的な基本的要因、基本的な技術上の問題等の理由により、当該国際規格又はその関連部分が当該締約国にとって適当でない場合は、この限りでない。もっとも、この場合には要請に応じ、十分な説明を行う。

わが国はスタンダード協定を1980年4月25日に受諾し、同年5月25日より発効している。

今後、国際規格が制定されることとなると、わが国の消防法(規格省令を含む。)についても、わが国の固有の事情により国際規格が不適当な部分を除き、基本的に国際規格に準拠することが必要となる。このため、わが国の消防関係者はISOの作業に力を注ぎ、国際規格をより適切なものとするべく努力しているものである。

3. ISOの機構

このように、ガットにおける「国際規格」を尊重すべきことを受けて、国際規格制定のための作業が極めて重要となっており、現在、国際規格制定のための主

要な機関として ISO 及び IEC (国際電気標準会議) が活動を行っており、消防設備・機器については ISO において作業が進められている。

ISO は標準化のための国際機関であり、その目的は物資及びサービスの国際交流を容易にし、知的、科学的、技術的及びその関連活動の発展促進を図ることとされている。

ISO には各分野別の TC (専門委員会) が設けられており、各 TC には必要に応じて SC (分科委員会) 及び WG (作業部会) が設けられている。消防機器等について審議する専門委員会は TC21 であり、この全体構成は図 1 のとおりである。各国がこれらの TC 及び SC の審議に参加する場合、P メンバー (積極的に参加する意志を表明したメンバー) 又は 0 メンバー (業務の進行につき、常に情報を受けることを希望したメンバー) として参加することとなっている。わが国は、TC21 には P メンバーとして参加している。

4. ISO における作業方法

ISO における国際規格制定までの作業の流れとしては、TC において新規の業務が採択され、最終的に国際規格となるまでが基本的に 5 つの段階から構成されている。

(1) 提案段階

新規業務項目提案 (NP) について、TC 又は SC の P メンバー及び参考のために 0 メンバーに回付される。提案の承認には、投票した TC 又は SC の P メンバーの単純過半数の同意が得られること及び最低 5 つ以上の国の代表団体が新規業務項目の作業の推進に積極的に参加することを表明することが必要とされている。

(2) 作成段階

TC 又は SC によって設置された WG において作業原案 (WD) の作成・検討作業が行われ、WD が TC 又は SC の委員に対して委員会原案 (CD) として回付可能となった時に終了する。

(3) 委員会段階

CD について、TC 又は SC のすべての P メンバーと 0 メンバーに回付され、意見の収集及び P メンバーの投票が行われる。国際規格案として委員会原案を回付することの決定は、コンセンサスの原則にのっとり行うこととされているが、コンセンサスについて疑義のある場合は、P メンバーによる投票の 3 分の 2 以上の賛成によって CD は国際規格案 (DIS) として登録することを承認されたものと見なされる。

(4) 承認段階

DIS について、すべての国の代表団体に回付され投票が行われる。投票の結果、TC 又は SC の P メンバーによる投票の 3 分の 2 以上の賛成があり、かつ、反対が投票総数の 4 分の 1 以下である場合に承認される。

DIS が承認されない場合は、投票に付された意見を取り入れて修正した新しい原案を提出し再投票を行う。

(5) 発行段階

ISO 中央事務局は TC 又は SC の幹事国の確認等を踏まえ、国際規格を発行する。

これらの作業には長期間を要するものもあり、一定の目標等がないと適切に遂行されないこともあるため、TC 又は SC はその業務項目について、第一次 CD 回付と DIS 回付の目標期日を含め、各段階完了の目標期日を設定することとされている。また、必要に

No.4 非常口	No.18 禁煙	No.19 裸火、喫煙禁止
		

図2 ISO/6309 安全標識

上に作業が長期化することを防ぐため、業務項目について2年以内にWD、5年以内にCD、7年以内にDISの段階に達していない場合、TC又はSCのPメンバーの過半数投票により継続と判断され確認されない限り、業務項目は取り消されることとされている。

5. おわりに

ISOの作業には世界各国が関与しており、わが国のISO作業メンバーにとって、提案、意見が反映されない事項も多いことから、

時には作業に対する失望を感じている方も多いと思う。しかし、中にはわが国の実験データを含めた説明により、一旦決まりかけた内容を変更に導いた例(非常口の標識(ISO/6309安全標識)図2No.4)も見られる。あきらめずに、ねばり強く、適切なデータ等に基づき、わが国の意見を反映させるよう努力する必要がある。

なお、現在までのISO規格の国内規格への反映の例としては、ISO/6309等の記号(図2No.18,19)については、昨年10月に改正された火災予防条例準則における「禁煙である旨の図記号」等として採用したのがある。冒頭にも述べたとおり、今後多くの規格が制定されることが予想されることから、わが国における国内対応も適切に行うこととしているが、一方、規格そのものよりも運用が障壁となる場合もあることから、ガットの精神を念頭において国際化に的確に対応することも重要であると考えている。

